

東京都北区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準

平成26年9月11日
26北総契第1534号

(目的)

第1条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、東京都北区（以下「区」という。）の工事請負契約約款で規定する現場代理人について、他の工事との兼任を認める場合の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格要件)

第2条 現場代理人は、入札参加申込日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前から工事の施工完了までの間に、受注者（共同企業体の施工による請負工事にあっては代表者となる企業等とする。以下同じ。）と直接的な雇用関係にある者でなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1号又は法第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び法第7条第2号又は法第15条第2号の規定による営業所の専任技術者は、これを兼ねることができないものとする。

(兼任を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、合計で3件までの工事（単価契約のものを除く。）の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上の理由により、兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任できる範囲を制限するものとする。

- (1) 兼任する工事の現場間の距離が概ね10km程度であること。
- (2) 受注者は、過去に区発注工事の施工実績を有する者であること。
- (3) 当初請負契約額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は、8,000万円未満）の建設工事であること。

2 前項ただし書の規定を適用する場合は、予め設計図書等において、現場代理人の兼任ができる範囲について明示するものとする。

(兼任を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応がとれること。
- (4) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任の手続)

第5条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、落札決定後、現場代理人兼任届を総務部契約管財課長に提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第6条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第3条で定める金額を上回る場合も、引き続き現場代理人の兼任を認めることとする。

付 則

この基準は、平成26年10月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

付 則 (平成27年3月17日総務部長決裁 26北総契第2042号)
この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年11月28日総務部長決裁 5北総契第2171号)
この基準は、令和5年12月1日から施行する。